

令和6年1月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 江川聡恵

令和5年(ハ)第11468号 貸金請求事件

口頭弁論終結日 令和5年12月11日

判 決

宇都宮市下戸祭2丁目3番25号

原 告	アペンタクル株式会社
同代表者代表取締役	山 崎 文 秀
同訴訟代理人支配人	河 合 晃

被 告	
同訴訟代理人弁護士	児 玉 晃 一
主	文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、26万0639円及びうち金4万6393円に対する令和5年6月23日から支払済みまで年26.28パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、平成13年5月2日に被告との間で締結した金銭消費貸借基本契約及びその後の平成14年1月18日更新契約に基づいて、別紙計算書記載のとおり、被告に貸し付け、返済を受けた金員について、利息制限法所定の制限利率に従って再計算した残金26万0639円（残元金4万6393円、利息・損害金21万4246円）及び残元金に対する遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実、証拠等から容易に認定できる事実）

(1) 平成13年5月2日、登録貸金業者である原告（旧商号「株式会社ワイド」）は、被告との間で、金銭消費貸借包括契約を次の内容で締結し、その後、平成14年1月18日に更新契約を行った（甲1）（以下「本件契約」という。）。

ア 返済期日 毎月28日限り。ただし、約定返済期日が原告窓口休業日に当たる場合は、翌営業日とする。

イ 返済方法 借入金額スライドリボルビング方式

ウ 利息 年利29.2%（年365日の日割計算）

エ 遅延損害金 年利29.2%（年365日の日割計算）

オ 期限の利益の喪失

分割金の支払を1回でも怠った場合は期限の利益を失い、残元金に利息・損害金を合わせて一時に支払う。

(2) 本件契約に基づき、別紙計算書のとおり、原告は、被告に金銭を貸し付け、被告は、原告に返済を行った。

(3) 被告は、平成16年3月1日の支払いを怠り、同日の経過をもって期限の利益を喪失した。

(4) 本件契約に係る原告と被告との間の最終取引日は、平成17年11月25日であり（最後の返済金7万4000円）、その翌日から起算して、既に5年が経過した。

(5) 平成21年11月28日、原告は、「株式会社ワイド」から「アペンタクル株式会社」に商号変更した（裁判所に明らかな事実）。

(6) 原告は、令和5年6月23日、当裁判所に本件訴訟を提起し、受理された。

(7) 原告は、令和5年8月頃、被告に対し、確認書と題する書面を送付し、被告は、同年8月4日付け同確認書で、返済方法として「分割弁済」を希

望する旨を原告に回答した（甲2の1）。

(8) 更に、原告は、令和5年10月頃、被告に対し、確認書と題する書面を送付し、被告は、同年10月9日付け同確認書で、返済計画として「年金月のみ、支払予定日12年15月より2ヶ月に1回15日（2万円）」を希望する旨を原告に回答した（甲2の2）（以下、(7)及び(8)の各確認書と題する書面を合わせて「本件確認書2通」という。）。

(9) 被告は、令和5年10月11日付け答弁書で、請求原因事実については認める。ただし、消滅時効を援用するとの意思表示をし、同答弁書は、本件第1回口頭弁論期日に陳述したものとみなされた。

2 争点（被告の時効援用権喪失の有無）

（原告の主張）

被告は、本件確認書2通を原告に提出したことによって、時効期間経過後に本件貸金債務を承認し、分割弁済の申し入れをしたものであるから、原告は、被告が時効援用権を放棄又は喪失したと信じるに至った。したがって、その後に被告が時効を援用することは、信義則に反し許されない。

（被告の主張）

原告は、最後の返済日から17年7か月近く経過した後に本件訴訟を提起し、当初から和解をするつもりがなかったにもかかわらず、被告の無知に乗じて、時効を更新させるためだけの目的で、本件確認書2通を送付してきたものである。このような経緯等を総合考慮すると、被告が、もはや時効を援用しないと原告が信頼することが相当であると認め得る状況が生じたとはいえず、仮に、原告において、もはや時効を援用しないであろうと信頼したとしても、この信頼は、信義則上保護するに足りない。

したがって、被告は、未だ時効援用権を喪失していない。

第3 当裁判所の判断

1 争点（被告の時効援用権喪失の有無）について

- (1) 一般に、時効の完成後、債務者が債務の承認をすることは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり、相手方においても債務者はもはや時効の援用をしない趣旨であると考えらるであろうから、その後においては債務者に時効の援用を認めないものと解するのが、信義則に照らし、相当である（最大判昭和41年4月20日民集20巻4号702頁参照）。

もともと、これは、債権者の信頼を保護する趣旨であるところ、信義則に照らし、債権者が、債務者はもはや時効の援用をしないと考えたとはいえない事情があり、債権者の信頼を保護すべきでない場合には、債務者に時効の援用を認めるのが相当である。

そして、債権者が、債務者はもはや時効の援用をしないであろうと信頼したことが相当であると認め得る状況が生じたかどうかについては、事案ごと個別具体的に、両当事者それぞれの取引経験や法的知識の有無、程度、債務者が債務承認に至った事情、債務承認後の債務者の状況等を総合考慮して判断するのが相当である。

- (2) そこで、本件について以下検討する。

ア 本件債権は、貸金業者である原告と、一般消費者で通常は消滅時効制度に無知といえる被告との間の継続的貸付取引によって生じたものである。

イ 本件確認書2通の文面には、「裁判外での和解（裁判外での和解の場合は裁判所への訴えを取り下げます）など任意解決をご希望される場合は、口頭弁論期日までに下記連絡先へご連絡いただくと共に、本書面へお客様の状況、並びに必要事項をご記入の上、当社までご返送ください。」との記載がある。

しかし、原告が分割弁済の和解に応じないことは、裁判所が職務上知り得た事実であるといえることや、原告が被告に対し、本件確認書2通を送付したのは、本訴訟提起後であったにもかかわらず、本件確認書の

文面上は、裁判上の和解ではなく、「裁判外での」、「任意解決」と表記していることからすると、原告が被告に対し、本件確認書を送付した目的は、もっぱら、被告に債務承認をさせて時効期間を更新させることにあったというべきである。

ウ 本件確認書2通の文面には、「裁判所への訴えを取り下げます」、返送期限を「口頭弁論期日まで」と記載されている。このことからすると、原告は、被告に心理的な不安や動揺を与えた上で、口頭弁論期日までに本件確認書の返送を強く要求したものである。

エ 被告は、令和5年10月9日付け確認書（甲2の2）を返送した後、間もなく、同月11日付けの答弁書を提出しており、原告は、同日に同書を受領している。

オ これらの事実からすると、被告は、本件確認書2通を返送した時点では消滅時効制度に無知であって、心理的な不安や動揺により本件確認書2通を返送したもので、もし仮に、消滅時効の可能性があると知っていたなら、本件確認書2通を返送せず、消滅時効を援用したものと推認される。

(3) 以上のとおり、本件確認書2通の目的、被告に同書を提出させた方法、被告が同書を提出してから原告が本件答弁書を受領するまでの短さなどを踏まえると、原告が、被告はもはや時効の援用をしないであろうと信頼したことが相当であると認め得る状況が生じたとはいえないと解するのが相当である。

そうすると、被告は、未だに時効援用権を喪失していない。

2 結論

以上によれば、本件契約に基づく貸金債権その他一切の債権については、被告の時効の援用により時効消滅している。したがって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

宇都宮簡易裁判所

裁 判 官

山 本 亨 

(別紙)

計 算 書

作成日 2023/6/6

アベントクル株式会社

債権番号

顧客名

〒320-0055

栃木県宇都宮市下戸祭 2丁目3番25号

TEL 028-643-2513

取引日	原簿額	返済額	利率	日数	利息	利率	日数	繰上利息	元金内入	不足金	未払い利息	残高
2001-05-02	500,000											500,000
2001-05-30		20,000	18.00%	26	6,410	26.28%	2	720	12,870	0	0	487,130
2001-06-25		20,000	18.00%	26	6,245	26.28%	0	0	13,755	0	0	473,375
2001-07-27		20,000	18.00%	32	7,470	26.28%	0	0	12,530	0	0	460,845
2001-08-24		20,000	18.00%	28	6,363	26.28%	0	0	13,637	0	0	447,208
2001-09-12	20,000		18.00%	19	0	26.28%	0	0	0	0	4,190	467,208
2001-09-19	10,000		18.00%	7	0	26.28%	0	0	0	0	5,802	477,208
2001-09-25		17,000	18.00%	6	7,214	26.28%	0	0	9,786	0	0	467,422
2001-10-03	10,000		18.00%	8	0	26.28%	0	0	0	0	1,844	477,422
2001-10-25		17,000	18.00%	22	7,023	26.28%	0	0	9,977	0	0	467,445
2001-10-31		20,000	18.00%	6	1,383	26.28%	0	0	18,617	0	0	448,828
2001-11-22		17,000	18.00%	22	4,869	26.28%	0	0	12,131	0	0	436,697
2001-11-30	30,000		18.00%	8	0	26.28%	0	0	0	0	1,722	466,697
2001-12-25		17,000	18.00%	25	7,475	26.28%	0	0	9,525	0	0	457,172
2002-01-18	505,861		18.00%	24	0	26.28%	0	0	0	0	5,410	963,033
2002-01-18		9,487	18.00%	0	5,410	26.28%	0	0	4,077	0	0	958,956
2002-01-21		400,000	18.00%	3	1,418	26.28%	0	0	398,582	0	0	560,374
2002-01-25	50,000		18.00%	4	0	26.28%	0	0	0	0	1,105	610,374
2002-01-25		17,000	18.00%	0	1,105	26.28%	0	0	15,895	0	0	594,479
2002-01-25		4,000	18.00%	0	0	26.28%	0	0	4,000	0	0	590,479
2002-01-31		4,000	18.00%	6	1,747	26.28%	0	0	2,253	0	0	588,226
2002-02-01	30,000		18.00%	1	0	26.28%	0	0	0	0	290	618,226
2002-02-06	20,000		18.00%	5	0	26.28%	0	0	0	0	1,814	638,226
2002-02-09	10,000		18.00%	3	0	26.28%	0	0	0	0	2,758	648,226
2002-03-01		25,000	18.00%	19	8,831	26.28%	1	466	15,703	0	0	632,523
2002-03-02	50,000		18.00%	1	0	26.28%	0	0	0	0	311	682,523
2002-03-03	30,000		18.00%	1	0	26.28%	0	0	0	0	647	712,523
2002-03-08	20,000		18.00%	5	0	26.28%	0	0	0	0	2,403	732,523
2002-03-11	50,000		18.00%	3	0	26.28%	0	0	0	0	3,486	782,523
2002-03-12	30,000		18.00%	1	0	26.28%	0	0	0	0	3,871	812,523
2002-03-17	30,000		18.00%	5	0	26.28%	0	0	0	0	5,874	842,523
2002-03-22	10,000		18.00%	5	0	26.28%	0	0	0	0	7,951	852,523
2002-03-27		35,000	18.00%	5	10,053	26.28%	0	0	24,947	0	0	827,576
2002-04-15	114,402		18.00%	19	0	26.28%	0	0	0	0	7,754	941,978
2002-04-15		13,461	18.00%	0	7,754	26.28%	0	0	5,707	0	0	936,271
2002-04-30		37,000	18.00%	15	6,925	26.28%	0	0	30,075	0	0	906,196
2002-05-01	20,000		18.00%	1	0	26.28%	0	0	0	0	446	926,196
2002-05-27		37,000	18.00%	26	12,321	26.28%	0	0	24,679	0	0	901,517
2002-05-31	20,000		18.00%	4	0	26.28%	0	0	0	0	1,778	921,517
2002-06-27		37,000	18.00%	27	14,048	26.28%	0	0	22,952	0	0	898,565
2002-07-01	10,000		18.00%	4	0	26.28%	0	0	0	0	1,772	908,565
2002-07-26		37,000	18.00%	25	12,973	26.28%	0	0	24,027	0	0	884,538
2002-07-31	10,000		18.00%	5	0	26.28%	0	0	0	0	2,181	894,538
2002-08-26		37,000	18.00%	26	13,650	26.28%	0	0	23,350	0	0	871,188
2002-08-29	10,000		18.00%	3	0	26.28%	0	0	0	0	1,288	881,188
2002-09-30		37,000	18.00%	32	15,193	26.28%	0	0	21,807	0	0	859,381
2002-10-02	10,000		18.00%	2	0	26.28%	0	0	0	0	847	869,381
2002-10-28		37,000	18.00%	26	11,994	26.28%	0	0	25,006	0	0	844,375
2002-10-31	20,000		18.00%	3	0	26.28%	0	0	0	0	1,249	864,375
2002-11-29		37,000	18.00%	28	13,184	26.28%	1	622	23,194	0	0	841,181
2002-11-30	10,000		18.00%	1	0	26.28%	0	0	0	0	414	851,181
2002-12-27		37,000	18.00%	27	11,747	26.28%	0	0	25,253	0	0	825,928
2003-01-27		37,000	18.00%	31	12,626	26.28%	0	0	24,374	0	0	801,554
2003-01-29	10,000		18.00%	2	0	26.28%	0	0	0	0	790	811,554

計 算 書

作成日 2023/6/6

アペンタクル株式会社

債権番号

顧客名

〒320-0055
栃木県宇都宮市下戸祭 2丁目3番25号
TEL 028-643-2513

期日	元金	返済額	利息		遅延利息		元金内入	不足金	未払利息	残元金
			利率	日数	利息	利率	日数	遅延利息		
2003-02-10	20,000		18.00%	12	0	26.28%	0	0	5,592	831,554
2003-02-27		37,000	18.00%	17	12,563	26.28%	0	0	0	807,117
2003-03-11	10,000		18.00%	12	0	26.28%	0	0	4,776	817,117
2003-03-28		37,000	18.00%	17	11,626	26.28%	0	0	0	791,743
2003-04-01	10,000		18.00%	4	0	26.28%	0	0	1,561	801,743
2003-04-28		37,000	18.00%	27	12,236	26.28%	0	0	0	776,979
2003-04-30	20,000		18.00%	2	0	26.28%	0	0	766	796,979
2003-05-28		37,000	18.00%	28	11,770	26.28%	0	0	0	771,749
2003-05-29	10,000		18.00%	1	0	26.28%	0	0	380	781,749
2003-06-27		37,000	18.00%	29	11,560	26.28%	0	0	0	756,309
2003-07-28		37,000	18.00%	31	11,562	26.28%	0	0	0	730,871
2003-08-01	20,000		18.00%	4	0	26.28%	0	0	1,441	750,871
2003-08-25		37,000	18.00%	24	10,328	26.28%	0	0	0	724,199
2003-09-08	20,000		18.00%	14	0	26.28%	0	0	4,999	744,199
2003-09-29		37,000	18.00%	21	12,706	26.28%	0	0	0	719,905
2003-10-01	10,000		18.00%	2	0	26.28%	0	0	710	729,905
2003-10-27		37,000	18.00%	26	10,068	26.28%	0	0	0	702,973
2003-10-28	10,000		18.00%	1	0	26.28%	0	0	346	712,973
2003-11-27		37,000	18.00%	30	10,894	26.28%	0	0	0	686,867
2003-12-02	20,000		18.00%	5	0	26.28%	0	0	1,693	706,867
2003-12-26		37,000	18.00%	24	10,059	26.28%	0	0	0	679,926
2003-12-30	10,000		18.00%	4	0	26.28%	0	0	1,341	689,926
2004-01-28		37,000	18.00%	29	11,181	26.28%	0	0	0	664,107
2004-02-02	10,000		18.00%	5	0	26.28%	0	0	1,633	674,107
2004-03-15		37,000	18.00%	28	10,915	26.28%	14	6,776	0	654,798
2004-04-18		37,000	18.00%	0	0	26.28%	32	15,045	0	632,843
2004-04-27		37,000	18.00%	0	0	26.28%	11	4,998	0	600,841
2004-05-25		37,000	18.00%	0	0	26.28%	28	12,079	0	575,920
2004-06-28		37,000	18.00%	0	0	26.28%	34	14,060	0	552,980
2004-07-26		37,000	18.00%	0	0	26.28%	28	11,117	0	527,097
2004-08-27		37,000	18.00%	0	0	26.28%	32	12,111	0	502,208
2004-09-24		37,000	18.00%	0	0	26.28%	28	10,096	0	475,304
2004-10-25		37,000	18.00%	0	0	26.28%	31	10,579	0	448,883
2004-11-25		37,000	18.00%	0	0	26.28%	31	9,991	0	421,874
2004-12-24		37,000	18.00%	0	0	26.28%	29	8,784	0	393,658
2005-01-27		37,000	18.00%	0	0	26.28%	34	9,631	0	366,289
2005-03-02		37,000	18.00%	0	0	26.28%	34	8,966	0	338,255
2005-03-25		37,000	18.00%	0	0	26.28%	23	5,601	0	306,856
2005-04-25		37,000	18.00%	0	0	26.28%	31	6,849	0	276,705
2005-05-25		37,000	18.00%	0	0	26.28%	30	5,976	0	245,681
2005-06-24		37,000	18.00%	0	0	26.28%	30	5,306	0	213,987
2005-07-27		37,000	18.00%	0	0	26.28%	33	5,084	0	182,071
2005-08-29		37,000	18.00%	0	0	26.28%	28	3,011	0	149,397
2005-09-26		37,000	18.00%	0	0	26.28%	28	3,011	0	115,408
2005-11-25		74,000	18.00%	0	0	26.28%	60	4,985	0	46,393
2023/06/22		0	18.00%	0	0	26.28%	6,418	214,246	0	46,393

これは正本である。

令和6年2月1日

宇都宮簡易裁判所

裁判所書記官 吉 成 孝 道



